

平成 21 年 12 月 9 日（水）

「選択肢の組合せのモデルケース（修正案）」に関する意見

高橋 滋

本日の労使関係制度検討委員会に出席できませんので、標記資料につきまして下記の意見を提出いたします。

- 「地方公共団体の交渉システム」「地方公共団体を超えた交渉権限の一元化の可否」部分

（修正内容）

点線部分についてⅠ案とⅡ案を分ける。Ⅱ案には「※参加を義務付けるのではなく、複数の地方公共団体が労使双方の合意によって連合体を形成して、交渉・協議を行うことができる制度上の仕組みを設けることも考えられる。」と記載する。Ⅰ案には、「※Ⅱ案について、具体的には、労使双方の合意により、全国、地方公共団体規模別、都道府県別等の協議機関を設置することが考えられる」と記載する。

（理由）

前回委員会ではⅠ案に入れていただきたいという意見だった。また、今回追加された部分（全国、地方公共団体規模別、都道府県別等の協議機関を設置することが考えられる）については、ワーキンググループでは、全国レベルまで想定するか等、制度の具体的なあり方について明確な議論をしておらず、表現として踏み込みすぎではないかと思われる。